

3号登録 建築物空気調和用ダクト清掃業

【登録の基準】

物的基準	機械器具	1 電気ドリル及びシャー又はニブラ 2 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。） 3 電子天びん又は化学天びん 4 コンプレッサー 5 集じん器 6 真空掃除機
	設備	—
人的基準	監督者等	〈ダクト清掃作業監督者〉 1 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習又は再講習を修了した日から6年を経過しない者 2 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 (ただし再講習は必要)
	従事者等	従事者は、研修を修了した者であること
その他	作業の方法及び作業を行うための機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が告示で定める基準に適合していること	

【添付書類】(施行規則第31条第4項)

機械器具の概要を記載した書面 (様式登録No.1) (写真添付) 機械器具が借用の場合は 契約書の写し	1 登録事業所に備えることとされている機械器具その他の業務に使用する機械器具の名称、型式、数量及び購入年月日を記載。 ※同一機械器具を複数備えている場合、その内の1つの機械器具の型式等を記載し、数量は所有する全数を記載。 2 機械器具が借用の場合は、契約書の写し（借用期間は6年以上であること。保健所で原本と照合する。）又は貸出証明書（例示登録1）を添付。
監督者等の名前を記載した書面 (様式登録No.2) 資格を証明する書類(内容は別表2のとおり)の写し (※保健所で原本と照合)	1 登録区分ごとに設置することとされている監督者等の資格を記載。複数の監督者等が業務分担している場合、その業務の範囲も記載。 2 資格の種別には、〇〇講習会修了、建築物環境衛生管理技術者等と記載し、修了証書番号、免状番号のある資格は、その番号も記載。
研修の実施状況を記載した書面 (様式登録No.3)	1 新規申請の場合は、過去1年間の研修実績及び今後1年間の研修計画を、継続して登録申請する場合は、過去6年間の研修実績及び今後1年間の研修計画を記載。 2 研修実績は、登録団体の行う研修制度を利用して実施し

	<p>た場合、登録団体の発行する証明書に代えることができる。</p> <p>3 登録団体の行う研修制度を利用せず、自社で研修した場合、その裏付けとなる事柄（開催日、開催場所、使用したテキスト等）を確認するため、使用したテキストや出席者名簿を参考資料として持参のこと。</p> <p>※実施すべき研修の内容は別表3のとおり。</p>
作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面（様式登録No.4）	作業手順等の欄に記載すべき内容は、別表4のとおり。
作業報告書又は作業仕様書等の様式	実際に使用しているもの
機械器具等の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を示す図面（様式登録No.5）	<p>1 保管庫の見取図、建物内の平面図を記載。</p> <p>2 見取図に保管庫の立体図（施錠位置を明記）を記載。</p>
営業所付近見取図	営業所付近の見取図を記載。
定款又は寄附行為の写し	公益法人、一般法人、事業協同組合の場合のみ